#### 令和3年度鹿児島県飼養衛生管理指導等計画

令和3年10月改訂

## はじめに

- 1 本計画は、家畜伝染病予防法第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- 2 本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とする。

## 第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

- I 鹿児島県の畜産業及び家畜衛生の現状
  - 1 鹿児島県の家畜飼養動向
  - (1) 肉用牛

(単位;戸,頭,%)

| 年次       | H27      | H28      | H29      | H30      | R1       | R2       | 対前年比   |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 飼養戸数     | 9, 000   | 8, 600   | 8, 370   | 8, 000   | 7, 660   | 7, 330   | 95. 7  |
| 飼養頭数     | 323, 400 | 319, 100 | 322, 000 | 329, 400 | 338, 100 | 341, 000 | 100. 9 |
| 繁殖雌牛     | 113, 000 | 114, 800 | 115, 800 | 117, 100 | 122, 200 | 115, 600 | 94. 6  |
| 肥育牛(肉用種) | 129, 600 | 134, 900 | 127, 900 | 131, 800 | 138, 400 | 141, 800 | 102. 5 |
| 肥育牛(乳用種) | 16, 800  | 15, 000  | 15, 900  | 160,000  | 15, 200  | 15, 400  | 101. 3 |
| 1戸あたりの頭数 | 35. 9    | 37. 1    | 38. 5    | 41. 2    | 44. 1    | 46.5     | 105. 4 |

資料:農林水産省「畜産統計」、令和2年度から国の畜産統計の調査手法が変更

※ 繁殖雌牛は、肉用種の繁殖雌牛頭数

飼養戸数は、年々減少しており、平成22年の12,800戸から10年間で5,470戸減少している。子取り用雌牛頭数は、平成21年の134,700頭をピークに平成27年は113,000頭と減少していたが、平成28年から平成31年まで増加傾向で推移。令和2年は115,600頭で、平成27年と比べ2,600頭増加。1戸当たりの飼養頭数は年々増加し、規模拡大が進行している。

#### (2)乳用牛

(単位;戸,頭,%)

|          |         |         |         |         |         | \ <del>+</del>   <del>2</del> , , , | 少天, / 0 / |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------------------------------|-----------|
| 年次       | H27     | H28     | H29     | H30     | R1      | R2                                  | 対前年比      |
| 飼養戸数     | 212     | 197     | 192     | 187     | 183     | 166                                 | 90. 7     |
| 飼養頭数     | 16, 100 | 15, 500 | 14, 900 | 14, 800 | 14, 300 | 13, 800                             | 96. 5     |
| 経産牛      | 10, 700 | 10, 600 | 10, 500 | 10, 400 | 9, 890  | 9, 440                              | 95.4      |
| 1戸当たりの頭数 | 75. 9   | 78.7    | 77.6    | 79. 1   | 78. 1   | 83. 1                               | 106.4     |

資料:農林水産省「畜産統計」、令和2年度から国の畜産統計の調査手法が変更

飼養戸数は、年々減少しており10年前から半減している。経産牛頭数は、昭和61年(15,900頭)をピークに年々減少している。1戸当たりの飼養頭数は増加傾向にあり、平成22年60.9頭からの10年間で約1.4倍の83.1頭となっている。

## (3)養豚

(単位;戸,千頭,%)

| 年次      | H27   | H28    | H29    | H30     | R1     | R2 | 対前年比  |
|---------|-------|--------|--------|---------|--------|----|-------|
| 飼養戸数    | _     | 575    | 557    | 535     | 514    | I  | 96. 1 |
| 飼養頭数    | _     | 1, 263 | 1, 327 | 1, 272  | 1, 269 | l  | 99.8  |
| 子取り用    | 雌豚  一 | 112.5  | 119.2  | 113.8   | 125.7  | _  | 110.5 |
| 1戸当たりの頭 | 頁数 —  | 2196.5 | 2382.4 | 2377. 6 | 2468.9 | _  | 103.8 |

資料:農林水産省「畜産統計」、平成27年及び令和2年は農林業センサス実施年ため未公表、対前年比は平成30年と平成31年の比較

飼養戸数は、高齢化等の小規模経営が減少し、年々減少している。飼養頭数は、近年130万頭前後で推移している。1戸あたりの飼養頭数は増加しており、年々規模拡大が進んでいる。

## (4) 採卵鶏

(単位;戸,千羽,%)

| 年次       | H27 | H28     | H29     | H30     | R1      | R2 | 対前年比  |
|----------|-----|---------|---------|---------|---------|----|-------|
| 飼養戸数     | I   | 144     | 126     | 123     | 119     | I  | 96. 7 |
| 飼養頭数     | _   | 10, 523 | 10, 590 | 10, 710 | 11, 717 | _  | 109.4 |
| 1戸当たりの羽数 | _   | 73, 076 | 84, 048 | 87, 073 | 98, 462 | _  | 113.1 |

資料:農林水産省「畜産統計」,平成27年及び令和2年は農林業センサス実施年ため未公表,対前年比は平成30年と平成31年の比較

- ※ 成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く。
- ※ 飼養戸数は種鶏を除く。20年度からは飼養羽数についても種鶏を除く。

飼養戸数は、年々減少傾向で推移している。飼養羽数は、平成22年まで減少傾向であったが、近年増加傾向で推移している。1戸あたりの飼養羽数は増加傾向で推移している。

#### (5) 肉用鶏

(単位;戸,千羽,%)

|          |     |         |         |         | \ -     | , , , | 1 33, 707 |
|----------|-----|---------|---------|---------|---------|-------|-----------|
| 年次       | H27 | H28     | H29     | H30     | R1      | R2    | 対前年比      |
| 飼養戸数     | _   | 386     | 383     | 365     | 377     | _     | 103.3     |
| 飼養頭数     | _   | 26, 838 | 26, 645 | 26, 743 | 27, 970 | 1     | 104.6     |
| 1戸当たりの羽数 | _   | 69, 528 | 69, 569 | 73, 268 | 74, 191 | _     | 101.3     |

資料:農林水産省「畜産統計」, 平成27年及び令和2年は農林業センサス実施年ため未公表, 対前年比は平成30年と平成31年の比較

飼養戸数は、平成12年以降ほぼ横ばいで推移している。飼養羽数は、平成22年まで横ばいであったが、平成26年以降増加し、近年も増加傾向で推移している。近年、飼養羽数の増加に伴い、1戸当たりの飼養羽数も増加している。

#### Ⅱ 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 国内外における家畜伝染病の発生状況

#### (1) 国内

- ア 口蹄疫は、平成22年に宮崎県で発生が確認されて以降、国内での発生はない。しかしながら、周辺国において、現在もなお、断続的に発生が続いており、国内への侵入に警戒が必要である。
- イ 豚熱は、平成30年9月に26年ぶりに発生が確認され、令和3年3月現在、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県及び神奈川県の14県の豚及びいのししの飼養農場において発生が確認されている。また、野生いのししにおいても、同病ウイルスが侵入し、感染区域が拡大広範囲における発生リスクが高い状態が継続している。このため、令和元年10月以降、飼養豚への豚熱の予防的ワクチン接種が開始され、さらに野生いのしし対策として経口ワクチン散布が行われている。
- ウ 鳥インフルエンザは、令和2年11月に香川県で高病原性鳥インフルエンザ の発生が確認されて以降、令和3年3月時点で本県を含め18県52事例が確認 されている。また、野鳥においても、令和2年10月に北海道で採取された糞便で確認されて以降、本県を含め18道県58事例で確認されている。

#### (2) 海外

- ア 口蹄疫は、アジア地域を中心に、現在もなお、断続的に発生が続いている。 直近の発生事例としては、ロシア(ザバイカリエ地方)において令和2年1 月に、中国(新疆ウイグル自治区)及びミャンマーにおいて令和元年12月に、 韓国(忠清北道)において平成31年1月に発生が確認されている。我が国に おいては、平成22年以降、発生は確認されていないが、国際的な人やモノの 移動の拡大により、国内への侵入に警戒が必要である。
- イ アフリカ豚熱は、アフリカ大陸だけでなく、ロシア、東欧地域においても発生が拡大し、平成30年8月には、中国においてアジアで初めて発生が確認された。その後、モンゴル、ベトナム、カンボジア、北朝鮮、ラオス、ミャンマー、韓国等アジア各国へ発生が拡大している。特に、欧州や韓国では、家畜豚だけではなく、野生いのししに同病ウイルスが侵入し、拡散することにより、家畜での発生リスクが高い状態が続いている。
- ウ 豚熱は、アジア地域、ロシア、東欧地域、中南米地域において、現在もなお、断続的に発生が続いている。特に中国では、毎年20件前後の発生が継続的に確認されている。平成30年以降も、中国のみならず、ブータン、カンボ

ジア、インド、インドネシア、ネパール、フィリピン、タイ、東ティモール、ベトナム、ロシアで発生が確認されており、アジア地域における清浄化の見通しは立っていない。

エ 鳥インフルエンザは、毎年、世界各地で発生が確認されている。アジア地域においては、平成30年以降では、中国、韓国、台湾、香港、カンボジア、ラオス、バングラディシュ、マレーシア、ネパール等で発生が確認されている。特に、令和2年以降も、中国、韓国、ベトナム、フィリピン、インド等で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されている。

# 2 県内における家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

# (1) 県内の監視伝染病の発生状況

(令和2年12月末現在)

(単位:頭羽数)

|       |    | 病名/年次        | H23 | H24    | H25    | H26      | H27      | H28     | H29    | H30 | R1  | R2  |
|-------|----|--------------|-----|--------|--------|----------|----------|---------|--------|-----|-----|-----|
|       | 4  | 流行性脳炎        |     |        |        |          |          | 4       |        |     |     |     |
| 家玄    | 12 | ∃−ネ病         | 6   |        |        | 2        |          |         | 12     | 63  | 31  | 4   |
| 家畜伝染病 | 14 | アナプラズマ症      |     |        |        |          |          |         |        |     |     | 1   |
| 新     | 24 | 高病原性鳥インフルエンザ | 1   |        |        |          |          |         |        |     |     |     |
|       | 28 | 腐蛆病          | 3   |        | 13     |          |          |         |        |     |     |     |
|       | 2  | アカバネ病(胎児感染)  |     |        | 1      | 1        |          |         |        |     |     |     |
|       | 2  | アカバネ病(生後感染)  |     |        | 4      | 1        |          |         |        |     |     |     |
|       | 6  | 牛ウイルス性下痢     |     |        |        | 5        | 3        | 1       |        | 1   | 4   |     |
|       | 7  | 牛伝染性鼻気管支炎    |     |        |        | 9        |          |         |        |     | 1   |     |
|       | 8  | 牛伝染性リンパ。腫    | 28  | 148    | 209    | 179      | 226      | 247     | 282    | 353 | 382 | 375 |
|       | 10 | イバラキ病        |     |        | 2      |          |          |         |        |     |     |     |
|       | 11 | 牛丘疹性口内炎      |     |        |        |          |          |         | 1      |     |     |     |
|       | 12 | 牛流行熱         |     |        |        |          | 16       |         |        |     |     |     |
|       | 14 | 破傷風 (牛)      | 14  | 11     | 14     | 12       | 16       | 21      | 26     | 24  | 11  | 25  |
|       | 15 | 気腫疽          |     |        |        |          | 2        |         |        |     |     |     |
|       | 16 | レプトスピラ症(犬)   | 1   |        |        |          |          |         |        |     | 1   | 1   |
|       | 17 | サルモネラ症(牛)    |     | 3      |        |          | 1        | 4       |        |     | 8   | 3   |
| 届     | 17 | サルモネラ症(豚)    | 76  | 122    | 77     | 77       | 95       | 69      | 44     | 145 | 142 | 41  |
| 届出伝染病 | 26 | 馬鼻肺炎         |     |        |        |          | 3        |         |        |     |     |     |
| 染症    | 42 | 山羊関節炎・脳炎     |     |        |        |          | 1        |         |        |     |     |     |
| 723   | 45 | 伝染性胃腸炎       |     |        | 8      |          |          |         |        |     |     |     |
|       | 47 | 豚繁殖•呼吸障害症候群  | 7   | 5      | 87     | 3        | 10       | 4       | 1      | 6   | 3   | 8   |
|       | 49 | 豚流行性下痢※      |     |        | 8, 274 | 217, 697 | 119, 847 | 89, 596 | 1, 200 | 3   |     |     |
|       | 51 | 豚丹毒          | 431 | 1, 390 | 2, 897 | 2, 094   | 1, 507   | 613     | 420    | 643 | 883 | 651 |
|       | 52 | 豚赤痢          | 109 | 104    | 49     | 39       | 53       | 54      | 100    | 119 | 42  | 39  |
|       | 55 | 鶏痘           |     | 3      |        | 1        |          | 3       | 4      |     |     |     |
|       | 56 | マレック病        |     |        | 2      | 1        | 7        | 1       | 8      |     |     |     |
|       | 57 | 鶏伝染性気管支炎     |     |        |        | 224      |          | 4       | 4      | 2   | 5   | 1   |
|       | 59 | 伝染性ファブリキウス嚢病 |     |        | 9      |          | 2        |         |        |     | 3   |     |
|       | 62 | 鳥マイコプラズマ症    |     |        |        |          | 4        | 5       |        | 6   | 2   | 2   |
|       | 63 | ロイコチトソ゛ーン症   |     |        | 14     |          |          |         |        |     |     |     |
|       | 68 | バロ7症         |     |        |        |          |          |         | 20     |     |     |     |
|       | 70 | アカリンダニ症      |     |        |        |          |          |         | 2      | 2   | 3   | 9   |

# (2) 県内における家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

| 家畜区分  | 家畜の伝染性疾病の発生状況                      | 家畜衛生上の課題  |
|-------|------------------------------------|---|
| 牛     | <ul><li>ヨーネ病:ヨーネ病について</li></ul>    | - 導入元農場の伝染性疾病の発生状況の確認                           |
|       | は, 平成29年以降, 肉用牛繁殖                  | - 導入家畜の健康状態の確認                                  |
|       | 農家において散発的に発生                       | ・衛生管理区域に立ち入る者・車両の消毒                             |
|       |                                    | • 畜舎等施設の定期的な清掃 • 消毒                             |
|       |                                    | ・子牛の早期離乳や成牛群との分離による発生予防及びま                      |
|       |                                    | ん延防止  |
|       |                                    |   |
|       | - 牛伝染性リンパ腫:近年、発生戸数,                | ・家畜に使用する器具の一頭ごとの交換又は消毒                          |
|       | 発生頭数ともに増加傾向                        | ・衛生害虫の駆除  |
|       |                                    | ・ 抗体陽性牛の隔離                                      |
| <br>豚 | <ul><li>豚熱:豚熱については、県内での発</li></ul> | <ul><li>- 衛生管理区域の入退場時における管理者, 飼料運搬業者,</li></ul> |
|       | <br>  生は確認されていないが,国                | <br> 関連事業者等の消毒                                  |
|       | <br>  内では発生が継続している。                | <br> ・防護柵,防鳥ネットによる野生動物等からの感染防止                  |
|       | また、野生いのししにおける                      |   |
|       | 感染も拡大しており、ウイル                      |   |
|       | スの侵入が危惧される。                        |   |
|       |                                    |   |
|       | ・アフリカ豚熱:国内での発生は確認                  | ・帰国者、外国人従業員等の肉製品持込防止のための啓発                      |
|       | されていないが、中国、韓国な                     | ■指導   |
|       | ど近隣アジア諸国では発生が継                     |   |
|       | 続しており、国内、県内へのウ                     |   |
|       | イルスの侵入が危惧される。                      |   |
|       | ・ 医流行性下痢・ 会和3年に 具内におい              | -<br>・衛生管理区域及びと畜場等の畜産関係施設の入退場時に                 |
|       | て2年ぶりに発生                           | おける車両消毒、車内における交差汚染防止                            |
|       | て 2 十分・ ハールエ                       | 3317 0千四万群,千万元3317 0人在77末间上                     |
| 鶏     | ・高病原性鳥インフルエンザ:令和3年                 | ・衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒                              |
|       | に県内において10年ぶりに発生。野鳥                 | - 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置                             |
|       | におけるウイルスの確認。                       | ・家きん舎に立ち入る者の手指消毒                                |
|       |                                    | ・家きん舎ごとの専用の靴の設置による病原体の侵入防止                      |
|       |                                    | ・防鳥ネット等による野鳥及び野生動物からの感染防止                       |
|       |                                    | ・ねずみ及び害虫の駆除                                     |
|       |                                    |   |

## 3 各主体における家畜衛生上の課題

近年,本県の畜産業は,高齢化,後継者不足等により小規模経営を中心に離農が 進む一方,規模拡大が進んでいる状況であるが,小規模経営も多数存在している。

飼養衛生管理の実施について、小規模経営においては、経営体ごとの規模、家畜 伝染病の侵入リスク等に応じた対応が必要であり、大規模経営においては、飼養頭 数及び飼養規模の拡大に伴う、複数の衛生管理区域の設定による衛生管理や、外国 人従業員等に対する言語によるコミュニケーションを配慮した対応等を行う必要が ある。また、県内において、ひとたび疾病が発生した際の広域的な感染拡大のリス クとその影響の大きさについて、飼料運搬業者、死亡獣畜運搬業者など複数の畜舎 及びその敷地に出入りする者、家畜市場など家畜を集合させる催物の開催者、と畜 場など家畜の集合する施設の所有者その他の畜産業に関連する事業を行う者(以下 「関連事業者」という。)を含め全ての関係者が共有し、家畜の伝染病の発生予防 及びまん延防止に取り組むことが重要である。

家畜伝染病が発生した際に関係者一体となった迅速な防疫対応を図るため、県、市町村、関係機関及び団体等が連携し、事前対応型の防疫体制を整備する必要がある。特に、発生時に殺処分した家畜・家きんの死体の処分方法については、家畜の所有者による埋却地の確保を原則とするが、家畜の所有者が事前に想定していた埋却地が使用できないできない場合等に備え、県は、代替となる埋却候補地の確保や、埋却以外の処分方法について、市町村、関係機関及び団体等と連携し、体制を構築する必要がある。

家畜の所有者における飼養衛生管理基準を遵守した衛生管理の推進においては、 家畜衛生情報を適時・適切に伝える体制づくり、家畜の所有者による自己点検と家 畜防疫員等による確認結果のフィードバックの強化等が課題となっている他、小規 模経営における新たな衛生設備の整備等への対応の困難性が課題となっている。

県は、家畜防疫員間の指導内容の水準にばらつきがないよう、指導の平準化を図るとともに、疾病ごとの症状の特徴、病原体の生残性、適正な消毒薬の使用方法といった獣医学的知見に加え、病性鑑定結果、飼養衛生管理状況、投薬状況等のデータに基づく効率的・効果的な指導を実施できるよう体制を整備する。

市町村は、国及び県の施策に協力して、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に資する措置を講ずるための体制を整備する必要がある。

県及び市町村は、協議会の開催等により、家畜の伝染性疾病に関する正しい知識の普及や発生の予防及びまん延防止に関する施策に実施について相互に連携するとともに、関連事業者、生産者団体等と連携し、家畜の所有者またはその組織する団体等に対して、家畜の所有者等の自主的措置を助長するために必要な助言及び指導を行うよう努める。

#### Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

家畜の所有者は、飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る

衛生管理において守るべき基準であること、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣及び関連農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶことを認識し、自ら適切な飼養管理の徹底に努める。また、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組は、家畜の所有者等、国、県、市町村、関連事業者、生産者団体、民間の獣医師等及びその他の関係者が連携して総合的に実施していくことが重要であることから、特に飼養衛生管理に係る指導等を実施する県は、地域の家畜衛生上の課題を的確に把握し、効率的かつ計画的に指導等を実施する。

## 2 指導等の実施に関する基本的な方向

(1) 県は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、飼養衛生管理者は、 飼養する家畜の飼養衛生管理について、農場ごとに作成する衛生管理マニュアルを踏まえ、 少なくとも年1回以上、自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有するよう指導等 を行う。

指導に当たっては、法第2条の2において、「家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有している」と規定されていること、家畜伝染病の予防のためには、飼養衛生管理レベルの向上や家畜伝染病を疑う家畜・家きんの早期発見及び早期通報が不可欠であることを基本的な確認事項として踏まえ、実施する。

- (2) 県は、法第12条の3の4に基づく飼養衛生管理指導等計画(以下「指導計画」という。)を定めた指導計画の規定事項のうち、特に「重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項」に定めた事項に沿って指導を推進する。また、原則として3年間の計画期間中に、県内の全農場における必要な指導等が完了するよう、地域ごとの家畜の飼養農場数、家畜の飼養状況、指導等の進捗状況等を踏まえ、毎年度ごとに「優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、地域及び重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項並びにその理由」を定めた「鹿児島県飼養衛生管理指導等計画における優先事項等」(以下「優先事項等」という。)に沿って、地域の関係者の連携した防疫活動の実施等に資する。また、指導計画を定める際、指導計画の実施に係る年度ごとのスケジュール(以下「年間指導スケジュール」という。)を3年分作成し、以降、毎年度、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 県は、毎年、家畜の飼養農場における飼養衛生管理規準の遵守状況について、国が別途示す様式を使用し、確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第12条の4による定期報告等として自己点検の結果も併せて確認する。当該確認の結果、飼養衛生管管理規準の遵守状況が著しく不十分である場合等、衛生管理の改善のために必要と考えられる場合は、法第12条の5及び12条の6の指導及び助言並びに勧告等を実施する。また、県は自己点検の方法等についても、必要な助言等を行う。

県は、毎年、渡り鳥が多く飛来する10月から翌年5月までを「飼養衛生管理

基準遵守強化期間」として設定し、リーフレットの配布や防疫対策会議の開催等により高病原性鳥インフルエンザの侵入防止対策について周知し、注意喚起を行う。期間中において、家きん所有者においては、飼養衛生管理基準の遵守状況についての自己点検を強化し、県は、各家きん農場における遵守が徹底されるよう指導を継続する。

- (4) 県は, (3) の確認を行う場合,基本的に家畜防疫員による立入検査により行うが,従前の遵守状況,指導等の経過等を考慮し,必ずしも家畜防疫員の指導等が必要ないと考えられ る場合は,電話,写真,動画又は市町村,関連業者,生産者団体及び民間の獣医師等の農場立入時の情報収集に基づき確認を行う。ただし,計画期間中,全ての農場に少なくとも1回は,家畜防疫員が立入検査を行う。
- (5) 県は、市町村、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等による情報収集を 行おうとする場合は、必要な知識・技術の習得・向上に関する研修等を実施す る。
- (6) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導等については、指導計画及び優先 事項等に即して、計画的に実施するよう努める。なお、(3) 及び(4) の結果、 家畜の伝染性疾病の発生状況、新たに優先的に指導等を行うべき家畜の種類、地 域、項目等が判明した場合には、県は、優先事項等を変更することができる。
- (7) 県、市町村、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る措置について相互に連携するため、各地域における自衛防疫協議会等による協議を進めるとともに、家畜の所有者等による自主的取組を助長するため、必要な助言及び指導を行う。

## 第二章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

- I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針
  - 1 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより効率的に確保するため、 家畜の所有者又はその組織する団体は、各地域において自衛防疫団体等を設置し、飼養衛 生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、 効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状 況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報共有、防疫資材の共同 購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組む。
  - 2 県及び市町村は、相互に連携を取りながら、1の自主的措置に対して、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行うとともに、求めに応じて、研修会又は講習会を開催する場合の専門家の派遣を行う。
  - 3 県及び市町村は、下記の項目に対し、各地域の生産団体、獣医師の組織する団体、共済組合、猟友会、関連事業者等が相互に連携した取組について、これらの団体も参加する協議会等の開催等により促進する。

なお、これらの団体が参加する協議会等は、管内の市町村、各地域における自衛防疫協議会等と連携又は共同で実施する。

- (1) 平常時
  - 家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催
  - 県等が実施する防疫演習への協力
  - 飼養衛生管理マニュアルの作成
  - 自己点検等に関する技術的な助言等
- (2) 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時
  - ・飼養衛生管理の状況確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力
  - 地域における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止

## 第三章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

#### I 県の体制整備

#### 1 家畜防疫員の確保

## (1) 公務員獣医師の確保

獣医系学生に対し、公務員分野への就業誘導を図るため、獣医系大学を訪問し、 業務内容や県の修学資金の紹介、職員採用案内などを行い、県内への就業誘因を 図る。

また、農業共済組合での臨床実習や国の支援事業で行われる産業動物診療や家 畜衛生行政を理解するためのインターンシップなどを積極的に受け入れるととも に、鹿児島大学における講座「獣医キャリア形成論」の中で業務内容等の紹介を 行い、公務員獣医師への就業・定着の誘導に努める。

これらの取組に加えて、国事業の就学支援を活用し、産業動物分野への就業誘 因を図る。

## (2) 職場環境などの整備推進

安全な畜産物生産や動物・人の健康保護に大きく貢献していることなど、産業動物臨床獣医師や公務員獣医師の果たす役割について、ホームページや広報誌を利用して広く周知を行うことにより県民の理解醸成を図る。

また、近年、女性獣医師の占める割合が大きくなっていることや働き方改革にも対応する必要があることも踏まえ、男女ともに産休・育休が取得しやすく、長期にわたり育休を取得していた職員も復職しやすい、様々な世代やライフステージの獣医師が活躍できる職場環境の整備を推進し、獣医師の定着を図る。

#### (3) ネットワーク体制の整備

県の家畜衛生及び公衆衛生分野の活動を支援するため、貴重な技術や知識・経験を持つ退職者や一時的に休職している獣医師の積極的な活用を図る。

また, 鹿児島大学共同獣医学部卒業生や獣医師会会員の就業状況の情報の収集, 把握を行い. 必要に応じて就業を紹介できる体制の取り組みを検討する。

さらに、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病が発生した場合の疑似患畜等の殺処分、消毒等の防疫措置や疫学調査に対応するため、県獣医師会と連携して人的支援体制の構築を強化する。

#### (4) 再就職支援

産業動物獣医師や公務員獣医師及び畜産関連産業に係る技術や知識・経験を持つ獣医師の活用を図るため、引き続き、これらの職場を定年退職した獣医師や未就業の獣医師などの人材を有効活用するよう、求人・求職に関する情報の提供や斡旋を推進する。

#### 2 家畜防疫員の育成

- (1) 県は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が 開催する家畜衛生講習会等において、飼養衛生管理の指導等を行うに当たり有 益な技術的な研修に毎年参加させ、家畜防疫員に最新の知識を習得させる。
- (2) 県は、家畜防疫員を育成し、家畜伝染病の発生時における防疫措置を円滑に実施するため、県全体及び各地域における防疫演習を開催するほか、家畜防疫員を対象として、防疫措置の現場経験を持つ県内外の家畜防疫員を講師とした「リーダー研修」等の研修会を開催する。また、他都道府県及び国が組織する協議会等において開催される、家畜防疫員を対象とした研修会や講習会、優良事例等について、情報共有を図りながら、必要に応じてこれらの研修会等に参加するよう努める。
- (3) 県は、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の大規模な発生など、 緊急に獣医師の確保が必要となる場合に備え、家畜保健衛生所以外の公務員獣 医師、産業動物臨床獣医師に対して、家畜防疫に関する技術や知識、飼養衛生 管理基準の指導などについての研修会等を開催する。

#### Ⅱ 飼養衛生管理者の選任. 研修等

- 1 飼養衛生管理者の選任に関する方針
- (1) 家畜を飼養する農場においては、平常時から国及び県から提供される最新の家 畜衛生に関する情報を活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理を適正に実 施する中心的存在として、飼養衛生管理者を選任する。
- (2) 県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう 指導等を行う。

なお、家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛 生管理区域について、飼養衛生管理者になることは可能である。

- (3) 県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態から、飼養衛生管理者一人による複数の衛生管理区域における適切な衛生管理及び防疫手法の共有が可能であると判断できる場合には、この限りでない。
- (4) 県は、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年の定期報告により把握する。この際、以下に留意して指導を行う。
  - ア 定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があること

が明らかになった場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導する。

- イ 定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく 遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選 任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われてい るかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合は、家畜の所有 者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。
- ウ 飼養衛生管理者の変更等があった場合は、定期報告書様式(家畜伝染病予防 法施行規則第21条の6関係)により直ちに報告するよう指導する。
- 2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針
- (1) 県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、研修会の開催のほか、資料等の提供によって以下の事項に関する研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導等を行う。また、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。
  - ア 海外及び国内(県内)における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
  - イ 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
  - ウ 県の指導計画
  - エ その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項
- (2) 飼養衛生管理を向上させて行くためには、農場における現状を把握し、課題がある場合は改善を図る取組を繰り返すことが重要となる。飼養規模の拡大と集約化が進展する中で、特に大規模農場等においては、飼養衛生管理者が行う日常の管理業務や従業員教育、飼養衛生管理の向上に有用な管理システムとして、農場HACCPの導入は有効である。

県は、農場HACCP指導員の育成を図るとともに、農場HACCPを推進するため、家畜の所有者や飼養衛生管理者、管理獣医師等を対象とした研修会の開催や、関係団体等と連携した普及指導及び既取組農場への指導等を行う。

- 3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針
- (1) 県は、必要に応じて、家畜の所有者等の連絡先に対し、ホームページやメール マガジン「かごしま畜コミ・インフォ」等を利用し、以下の情報を提供する。
  - ア 平常時
    - 国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況
    - 最新の科学的知見に関する事項
    - 家畜の所有者等に対する研修に関する事項

- 国又は県による飼養衛生管理に係る調査
- 注意喚起又は指導に関する事項
- 家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等
- イ 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時
  - 国又は県による緊急の飼養衛生管理に係る調査
  - 注意喚起又は指導に関する事項等
- (2) 県は言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に配慮し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通した情報提供等を働きかける。

## Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

1 年間計画

牛1頭以上、豚6頭以上、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥100羽以上、ダチョウ10羽以上の農場に対して原則年1回以上の指導を行うこととする。

2 命令違反者の公表について

飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理が適正に遵守されていない、若しくは改善しないと判断した場合、法第12条の5の規定による指導・助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定により命令することができる。

なお、法第12条の6第2項の命令違反者については、県ホームページ等にて公表できるものとする。

## 第四章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

- I 協議会等の活用と相互連携に関する方針
  - 1 家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、家畜の所有者、県、市町村、関連事業者、生産者団体、獣医師等は、それぞれの役割を自覚し、県内の関係者が常に情報共有や意思疎通を可能とする仕組みを構築することで相互に連携を図る。
  - 2 国及び九州・沖縄各県により組織する九州・沖縄・山口家畜防疫連携会議は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、以下の事項等について、相互に連携するものとする。 また、他のブロック協議会同士との情報共有等を図り、相互に連携することとする。

#### (1) 平常時

- 国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況
- 最新の科学的知見、優良事例(市町村、関連事業者、生産者団体、獣医師等及び飼養衛生管理者に対する効果的な研修手法やその有効な活用方法を含む。)
- 飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報提供
- 防疫演習
- 家畜の伝染性疾病の発生状況調査等の共同実施
- 家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通
- 県境域の消毒ポイントの設置及びその運営
- 家畜集合施設の開催及び運用に関する方針等
- (2) 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時
  - 人員及び資材の融通、県境域の消毒ポイントの共同運営
  - 周辺の家畜の飼養農場における疾病発生の状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況の調査等に係る相互連携
  - 家畜等の移動又は移出の制限
  - 家畜集合施設の開催及び運用
  - ワクチン接種時の生体等の広域移動等まん延防止対策に係る協議
  - その他疫学情報の共有
  - 経営再開支援策に関する情報共有等
- 3 県は、県内における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置等を、市町村、関係機関・団体等と連携して円滑かつ適切に実施するため、県家畜防疫対策推進協議会(以下県協議会)を設置し、以下の事項等について、県内各地域における自衛防疫協議会や生産者団体が設置する協議会等と相互に連携するものとする。
- (1) 平常時
  - 飼養衛生管理基準の制度内容
  - 飼養衛生管理の現況
  - 国又は県による飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報共有
  - 所有者等向けの研修会及び説明会の開催

- 家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通
- 埋却地の確保等の連携強化に関する協議
- 野生動物への感染防止対策に関する協議等
- (2) 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時
  - 人員及び資材の融通
  - 周辺農場における発生状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況調査等 の防疫措置の実施に係る相互連携
  - 移動又は移出の制限
  - ワクチン接種時の生体等の広域移動
  - 埋却地の確保等まん延防止対策に係る協議
  - その他疫学情報の共有
  - 経営再開支援策に関する情報共有
- 4 広域の地方公共団体間においては、県や関係団体等との連携により、飼養衛生管理に係る 優良事例や、地域ごとの発生状況、家畜の伝染性疾病の清浄化に向けた計画及び対応方針等 の情報共有の他、各地方公共団体の家畜衛生担当者向け研修会及び説明会等の共同実施や、 まん延防止対策に係る人員、資材等の融通等に関する連携、家畜所有者に対する支援策に関 する情報共有等を図る。

| 協議会等の種  | 構成           | 設置時期   | 事務局    | 協議内容               |
|---------|--------------|--------|--------|--------------------|
| 類       |              |        |        |                    |
| 九州・沖縄・  | 九州•沖縄•山口各県   | 平成24年2 | 幹事県畜産主 | ① 平常時における情報提供      |
| 山口家畜防疫  | 畜産主務課家畜保健衛   | 月      | 務課     | ② 発生時等の情報の共有化      |
| 連携会議    | 生所衛生主任者等     |        |        | ③ 県境における消毒ポイントの設置等 |
|         |              |        |        | の防疫措置              |
|         |              |        |        | ④ 家畜防疫員, 防疫作業員等の協力 |
| (鹿児島・熊  | • 鹿児島県:北薩家保, |        | 幹事県家保  | ① 平常時における情報提供      |
| 本・宮崎)三  | 姶良家保, 曽於家保,  |        |        | ② 発生時等の情報の共有化      |
| 県県境防疫連  | 畜産課          |        |        | ③ 県境における消毒ポイントの設置等 |
| 絡会議     | ■ 熊本県:城南家保,  |        |        | の防疫措置              |
|         | ■ 宮崎県:宮崎家保,  |        |        | ④ 家畜防疫員、防疫作業員等の協力  |
|         | 都城家保         |        |        |                    |
| 県家畜防    | • 県          | 令和3年   | 県農政部   | ①家畜伝染病の発生状況        |
| 疫 対 策 推 | • 県家畜畜産物衛    |        | 畜産課    | ②飼養衛生管理指導等計画       |
| 進協議会    | 生指導協会        |        |        | ③自衛防疫対策            |
|         | • 生産者団体      |        |        | ④地域重要伝染性疾病対策       |
|         | • 関係団体       |        |        |                    |
|         |              |        |        |                    |

| 各地区家畜自 | • 衛生指導協会   | 衛生指導協会 | 1 | 家畜伝染病の発生状況 |
|--------|------------|--------|---|------------|
| 衛防疫協議会 | • 各家畜保健衛生所 |        | 2 | 家畜伝染病の予防   |
|        | • 各地区市町村   |        | 3 | 家畜衛生に関すること |

## Ⅱ 家畜の重大な伝染性疾病の発生における緊急的対応に関する方針

- 1 県は、口蹄疫、アフリカ豚熱等特定家畜伝染病等の重大な伝染性疾病が、県内又は国内の家畜において発生又は疑われる事例が発生した場合や、野生動物において特定家畜伝染病等の原因となる病原体が確認された場合には、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、適切な初動防疫対応を図るとともに、国と協議のうえ必要な防疫措置を実施する。県内において発生又は疑い事例が確認された場合、発生地周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
- 2 県は、県内又は国内において発生又は疑い事例が確認された場合、既に病原体が 農場内に侵入している可能性があることを認識の上、飼養衛生管理基準のうち、特 に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV 衛生管理区域外への病原体 の拡散防止」が確実に実施されているかを確認する。実施が不十分と考えられる場 合には、法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
- 3 県は、県内において発生又は疑い事例が確認された場合、発生地周辺の家畜の飼養農場において、重大な伝染性疾病の特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、重大な伝染性疾病の発生状況、管轄家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる特定症状等について周知する。

#### Ⅲ 通常の家畜の飼養衛農場以外の施設への対応に関する方針

- 1 家畜の飼養に係る用途にかかわらず、法で指定された家畜を飼養している者は、 飼養衛生管理基準を遵守する義務がある。このため、通常の家畜の飼養農場以外の 施設(観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等)についても、その定期的・計画的な 指導等のため、本指導計画の対象とする。
- 2 県は、通常の家畜の飼養農場以外の施設それぞれに対して、飼養環境、飼養形態、 人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的 に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点についての指導等を行う。 また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、関係部局と連携して行う。

#### 令和3年度鹿児島県飼養衛生管理指導等計画における優先事項等

令 和 3 年 4 月 鹿 児 島 県 公 表

令和3年10月改訂

#### 第1 家畜飼養衛生管理の状況及び家畜の伝染性疾病の発生状況等の情報収集

#### I 実施方針

- 1 県は、平常時から各家畜の飼養農場における家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する情報収集を行うとともに、家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するため必要な情報の収集として、国が示す方針等に基づき、サーベイランスを実施する。
- 2 家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向に係る情報収集については、疾病発生の 危険度が高まった場合の早期警告に不可欠であるとともにその結果に応じて的確に 発生予防及びまん延防止の措置を講ずるために重要である。

このため、国は、家畜防疫対策要綱に基づき、毎年度、全国的に浸潤状況を把握すべき対象疾病及びその方法を示し、県は、これに沿って、法第5条第1項又は第51条第1項に基づき、全国的サーベイランスを実施する。

また、県は、こうした全国的サーベイランスの実施に加え、各地域における地理的状況や監視伝染病の流行状況等を踏まえ、地域的サーベイランスを実施する。

さらに、野生動物が感染源及び感染拡大の主要な要因となるアフリカ豚熱及び豚 熱については、県は、防疫指針に基づき、関係部局や猟友会等の関係団体と連携し、 平常時から死亡いのししを中心としたサーベイランスを徹底する。

- 3 県は、家畜の所有者等から得た飼養衛生管理に係る情報、サーベイランス及び病性鑑定の結果に係る情報等について、積極的に整理及び分析を行い、家畜の所有者等に有用な情報を提供することにより、事前対応型の有効かつ的確な防疫体制の構築を図るとともに、県の情報収集等の活動に対する家畜の所有者等の理解醸成に努める。
- 4 県は、家畜伝染病予防法並びに家畜防疫対策要綱に基づき、下記の家畜の伝染病 (伝染性疾病)について発生防止のための諸検査及び指導を実施する。

| 家畜区分                            | 対称疾病     | 目的           |      | 実施           | 方法        |                 |  |  |  |
|---------------------------------|----------|--------------|------|--------------|-----------|-----------------|--|--|--|
|                                 |          |              | 地域   | 期間           | 検査対象      | 方法              |  |  |  |
| 牛,豚,鶏,                          | 牛,豚,鶏,   | 伝染性疾病の       | 県下全域 | 令和3年4月       | 家畜保健衛生    | 臨床検査(必          |  |  |  |
| 馬,羊及び山                          | 馬、羊及び山   | 発生予防及び       |      | 1日から令和       | 所長が必要と    | 要に応じ精密          |  |  |  |
| 羊                               | 羊の伝染性疾   | まん延防止        |      | 4年3月31日      | 認めた家畜     | 検査)             |  |  |  |
|                                 | 病        |              |      |              |           |                 |  |  |  |
| 牛,馬,鶏                           | 輸入家畜着地   | 伝染病の侵入       | 県下全域 | 令和3年4月       | 家畜防疫対策    | 家畜防疫対策          |  |  |  |
|                                 | 検査       | 及びまん延防       |      | 1日から令和       | 要綱(平成11   | 要綱及び病性          |  |  |  |
|                                 |          | 止            |      | 4年3月31日      | 年4月12日付   | 鑑定指針            |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              | け11畜A第467 |                 |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              | 号農林水産省    |                 |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              | 畜産局長通知    |                 |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              | の別記7)     |                 |  |  |  |
| <b>4</b>                        | ブルセラ症    | 発生の予防        | 県下全域 | 令和3年4月       | 家畜保健衛生    | 家畜伝染病予          |  |  |  |
|                                 |          |              |      | 1日から令和       | 所長が特に必    | 防法施行規則          |  |  |  |
|                                 |          |              |      | 4年3月31日      | 要と認める牛    | (昭和26年5月        |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              |           | 31日農林省令         |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              |           | 第35号)別表第        |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              |           | 1及び牛のブ          |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              |           | ルセラ症及び          |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              |           | 結核の清浄性          |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              |           | 維持サーベイ          |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              |           | ランス要領           |  |  |  |
| <del>牛</del>                    | 結核       | 発生の予防        | 県下全域 | 令和3年4月       | 家畜保健衛生    | 家畜伝染病予          |  |  |  |
|                                 |          |              |      | 1日から令和       | 所長が特に必    | 防法施行規則          |  |  |  |
|                                 |          |              |      | 4年3月31日      | 要と認める牛    | 別表第1及び          |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              |           | 牛のブルセラ          |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              |           | 症及び結核の          |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              |           | 清浄性維持サ          |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              |           | ーベイランス          |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              |           | 要領              |  |  |  |
| 生 羊及び川                          | 生伝達性海線   | 発生の状況及       | 県下全域 | 令和3年4日       | 牛海綿状脳症    | 家畜伝染病系          |  |  |  |
| 「, → <b>Д</b> ∪ <b>L</b> i<br>羊 | 大脳症      | び動向の把握       |      |              | 対策特別法(斃   |                 |  |  |  |
| •                               | ** 41504 | 2 -31 11UIIX |      | 4年3月31日      | 死得14年法律   |                 |  |  |  |
|                                 |          |              |      | . , 37,37,11 | 第70号)第6   |                 |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              | 条第1項に基    |                 |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              | づく届出の対    | ···· \ — — / // |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              |           |                 |  |  |  |
|                                 |          |              |      |              |           |                 |  |  |  |

| <u> </u>  | 1            | I  | <b>1</b>         | l           |                         | <br>          |
|-----------|--------------|--|------------------|-------------|-------------------------|---------------|
|           |              |  |                  |             | ただし、同条                  |               |
|           |              |  |                  |             | 第2項但し書                  |               |
|           |              |  |                  |             | きに該当する                  |               |
|           |              |  |                  |             | 場合を除く                   |               |
| 牛         | アカバネ病,       | 発生の状況及                                     | 県下全域             | 令和3年4月      | 県内で飼育さ                  | 牛のアルボウ        |
|           | チュウザン病       | び動向の把握                                     |                  | 1日から令和      | れている越夏                  | イルス感染症        |
|           | 及びアイノウ       |  |                  | 4年3月31日     | していいない                  | サーベイラン        |
|           | イルス感染症       |  |                  |             | 牛で家畜保健                  | ス実施要領         |
|           |              |  |                  |             | 衛生所長が必                  |               |
|           |              |  |                  |             | 要と認める牛                  |               |
| 4         | ∃──ネ病        | 発生の状況及                                     | 県下全域             | 令和3年4月      | 家畜保健衛生                  | 家畜伝染病予        |
|           |              | び動向の把握                                     |                  | 1日から令和      | 所長が必要と                  | 防法施行規別        |
|           |              |  |                  | 4年3月31日     | 認める牛                    | 表第1           |
| 豚         | オーエスキー       | 発生の予防                                      | 県下全域             | 令和3年4月      | 家畜保健衛生                  | 病性鑑定指針        |
|           | <br> 病       |  |                  | 1日から令和      | 所長が必要と                  |               |
|           |              |  |                  | 4年3月31日     | 認める豚                    |               |
| 豚         | 豚熱           | 発生の予防                                      | 県下全域             | 令和3年4月      | 県内豚飼養農                  | 豚熱に関する        |
|           |              |  |                  | 1日から令和      | 家で家畜保健                  | 特定家畜伝染        |
|           |              |  |                  | 4年3月31日     | 衛生所長が指                  | 病防疫指針         |
|           |              |  |                  |             | 定するもの                   |               |
| 家きん(鶏,    | 高病原性鳥イ       | 発生の予防                                      | 県下全域             | 令和3年4月      | 県内で家きん                  | 高病原性鳥イ        |
| あひる,うず    | <br> ンフルエンザ  |  |                  | │<br>1日から令和 | を100羽以上                 | ンフルエンザ        |
| ら,きじ,だ    | <br> 及び低病原性  |  |                  | 4年3月31日     | (だちょ <b>う</b> に         | 及び低病原性        |
| ちょう,ほろ    | 鳥インフルエ       |  |                  |             | ついては10羽                 | 鳥インフルエ        |
| ほろ鳥及び七    | ンザ           |  |                  |             | 以上)飼養す                  | ンザに関する        |
| 面鳥)       |              |  |                  |             | る農家で,家                  | 特定家畜伝染        |
| -         |              |  |                  |             | 畜保健衛生所                  |               |
|           |              |  |                  |             | 長が指定する                  |               |
|           |              |  |                  |             | もの                      |               |
| 馬         | <br>  馬伝染性子宮 | 発生の予防                                      |                  | <u></u>     | _                       | <br>病性鑑定指針    |
| <i></i> 9 | 炎            | 702247 193                                 | X 1 = X          |             | 所長が特に必                  | 7,112m/C1421  |
|           |              |  |                  | 4年3月31日     | 要と認める馬                  |               |
| <br>馬     | 馬パラチフス       | 発生の予防                                      | 県下全域             | 令和3年4月      |                         |               |
| กษ        | かり・ファンハ      | JULIUS   1   1   1   1   1   1   1   1   1 | ) N I <b>I I</b> |             | が 最 体 性 帰 土 所 長 が 特 に 必 | \\.3 T☆面VC]日本 |
|           |              |  |                  |             | · ·                     |               |
|           |              |  |                  | 4年3月31日     | 要と認める馬                  |               |

# 第2 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

# I 飼養衛生管理規準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

| 家畜   | 重点的に指導等を実施すべき事項                             | 指導等    | 等の対象地域  | 実施の          |
|------|---|--------|---------|--------------|
| 区分   |   | 実      | 施時期等    | 方法           |
| 牛,   | - 家畜の所有者の責務の徹底                              | 全域     | 通年      | 原則巡回         |
| 水牛,  | ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底                 |        |         |              |
| 鹿,   | - 衛生管理区域の適切な設定                              |        |         |              |
| めん羊, | <ul><li>記録の作成及び保管</li></ul>                 |        |         |              |
| 及び山羊 | ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒                        |        |         |              |
|      | <ul><li>注射針等医療機器の衛生的使用</li></ul>            |        |         |              |
|      | ・ねずみ及び害虫の駆除                                 |        |         |              |
|      | ・特定症状が確認された場合の早期通報                          |        |         |              |
|      | ・埋却等の準備                                     |        |         |              |
|      |   |        |         |              |
| 豚及び  | ・家畜の所有者の責務の徹底                               | 全域     | <br>通年  | 原則巡回         |
| いのしし | ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底                 |        |         |              |
|      | ・海外からの肉製品の持込みに関する注意喚起                       |        |         |              |
|      | - 衛生管理区域の適切な設定                              |        |         |              |
|      | ・記録の作成及び保管                                  |        |         |              |
|      | ・ 処理済みの飼料の利用                                |        |         |              |
|      | - 衛生管理区域への野生動物の侵入防止                         |        |         |              |
|      | <ul><li>・畜舎専用靴の使用並びに手指の洗浄及び消毒</li></ul>     |        |         |              |
|      | ・野生動物の侵入防止用ネット等の設置, 点検及び修繕                  |        |         |              |
|      | <ul><li>衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</li></ul>          |        |         |              |
|      | ・畜舎外での病原体による汚染防止                            |        |         |              |
|      | ・ねずみ及び害虫の駆除                                 |        |         |              |
|      | ・特定症状が確認された場合の早期通報                          |        |         |              |
|      | ・埋却等の準備                                     |        |         |              |
|      |   |        |         |              |
|      | ※飼養衛生管理基準遵守強化期間における強化事項                     | 全域<br> | 令和3年10月 | 自己点検強化  <br> |
|      | ・衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等                         |        | から      | 及び巡回         |
|      | ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用                     |        | 令和4年5月  |              |
|      | ・衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等<br> -                    |        |         |              |
|      | │・畜舎に立ち入る者の手指消毒等<br>│<br>│・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用 |        |         |              |
|      |   |        |         |              |
|      | ・畜舎外での病原体の汚染防止                              |        |         |              |
|      | ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒                           |        |         |              |

| 鶏,    | ・家きんの所有者の責務の徹底                             | 全域 | 通年      | 原則巡回   |
|-------|--|----|---------|--------|
| あひる,  | • 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底               |    |         |        |
| うずら,  | - 衛生管理区域の適切な設定                             |    |         |        |
| きじ,   | - 記録の作成及び保管                                |    |         |        |
| だちょう, | <ul><li>衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</li></ul>   |    |         |        |
| ほろほろ鳥 | <ul><li>野生動物の侵入防止用ネット等の設置、点検及び修繕</li></ul> |    |         |        |
| 及び七面鳥 | <ul><li>衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</li></ul>         |    |         |        |
|       | - ねずみ及び害虫の駆除                               |    |         |        |
|       | ・特定症状が確認された場合の早期通報                         |    |         |        |
|       | ・埋却等の準備                                    |    |         |        |
|       |  |    |         |        |
|       | ※飼養衛生管理基準遵守強化期間における強化事項                    | 全域 | 令和3年10月 | 自己点検強化 |
|       | ・衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等                        |    | から      | 及び巡回   |
|       | ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用                    |    | 令和4年5月  |        |
|       | ・衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等                         |    |         |        |
|       | ・家きん舎に立ち入る者の手指消毒等                          |    |         |        |
|       | ・家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用                        |    |         |        |
|       | ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点                    |    |         |        |
|       | 検及び修繕                                      |    |         |        |
|       | ・ねずみ及び害虫の駆除                                |    |         |        |
|       |  |    |         |        |
| 馬     | - 家畜の所有者の責務の徹底                             | 全域 | 通年      | 原則巡回   |
|       | - 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底               |    |         |        |
|       | - 衛生管理区域の適切な設定                             |    |         |        |
|       | - 記録の作成及び保管                                |    |         |        |
|       | ・器具の定期的な清掃又は消毒等                            |    |         |        |
|       |  |    |         |        |

※ 飼養衛生管理基準遵守強化期間における強化事項については、対象となる鶏等家 きん及び豚の飼養者は、県が別途定める期日までに1回目の自己点検を実施するこ ととし、県は、点検の結果、不備が認められた項目について継続して指導を行う。

## 2 各年度の重点指導事項等

上表の重点的に指導等を実施すべき事項は、3か年共通(令和5年度まで)とする。以降、毎年度、必要に応じて見直しを行う。

## Ⅱ Ⅰ以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

1 家畜伝染病発生時等における対応

県は、家畜伝染病の発生等により、農場等における飼養衛生管理上、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の措置が必要となった場合には、家畜の所有者に対し、その措置を講ずるよう指導を行う。

#### 2 埋却等に備えた対応

県は、関係市町村等と連携し、法第21条の規定に基づく家畜の死体の埋却候補地及び焼却施設を確保するよう指導等を行う。農場ごとに確保している埋却候補地が、湧水等で利用できない場合に備えて、以下の事項を実施する。

- (1) 埋却候補地として利用可能な公有地のリストアップを行う。
- (2) 県内の清掃工場 (焼却施設) について、殺処分家きんの受入可否及び処理 能力を調査する。

#### 3 大規模所有者における監視伝染病の発生に備えた対応計画

県は、県内における家畜飼養状況を踏まえ、大規模所有者における監視伝染病の発生に備えた対応計画(焼却または埋却の実施等を含む。)の策定、防疫措置についての農場周辺住民への説明、消毒薬等の防疫資材の備蓄の取組について、指導等を行う。

## 4 飼養衛生管理者の選任

県は、飼養衛生管理者の選任について、衛生管理区域ごとに選任すること、大 規模所有者においては畜舎ごとに配置すること、また、選任の際は、対象とする衛 生管理区域または畜舎を適切に管理できる者を選任することについて指導等を行 う。